

## 『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

### 対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2)一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

(3)次の①から④の全ての要件を満たす法人

①資産超過であること

②EBITDA 有利子負債倍率(※)が10倍以内であること

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

(※)EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

### 支援内容

#### ■対象資金

事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能

ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円(一般の保証とは同枠)

#### ■保証料率

0.45%～1.90%

0.20%～1.15%(活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合)

#### ■保証割合

責任共有保証(80%)

#### ■保証人

徴求しない

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『事業承継に際し、経営者交代後に必要となる資金を調達したい』

## 経営承継関連保証

中小企業者が経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

## 対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

## 支援内容

## ■対象資金

事業を承継した中小企業者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金等

## ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

## ■保証料率

0.45%～1.90%

## ■保証割合

責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は 100%

## ■保証人

原則として、法人代表者以外の保証人は不要。

## ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 経営承継借換関連保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、事業承継計画につき都道府県からの認定を受けた事業者に対して、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

### 対象となる方

一定の財務要件(注)を満たす法人であって、同法人の現経営者(代表者)が金融機関からの借入に対して経営者保証を提供していることにより、事業承継に支障が生じていることについて、都道府県の認定を受けた中小企業者。

(注)財務要件

- ①資産超過であること
- ②EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること
- ③法人・個人の分離がなされていること
- ④返済緩和している借入金がないこと

(※)認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要です。

### 支援内容

#### ■対象資金

事業資金

認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)。

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能

#### ■保証限度額

無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円(事業承継特別保証とは別枠)

#### ■保証料率

0.45%～1.90%

0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)

#### ■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

#### ■保証人

徴求しない

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『他の中小企業者の事業を承継するため、株式の取得等(M&A)に必要な資金を調達』 経営承継準備関連保証

中小企業者が、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金(M&Aのための資金)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している他の中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

### 支援内容

#### ■対象資金

他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。

- ・株式等取得資金
  - ・事業用資産等取得資金
- 等

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

#### ■保証料率

0.45%～1.90%

#### ■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

#### ■保証人

原則として、法人代表者(または会社である他の中小企業者)以外の保証人は不要。

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『事業承継により新たに代表者に就任した後継者個人でも、事業承継に必要な資金を調達』 特定経営承継関連保証

後継者である中小企業者の代表者の方が、経営の承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人の方。

### 支援内容

#### ■対象資金

事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・株式等または事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

#### ■保証料率

0.45%~1.90%

#### ■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

#### ■保証人

原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要。

### ご利用方法

まずは、取引期間が長い、信用保証付き貸出残高が多い、経営に係る相談等を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している金融機関(いわゆるメインバンク)にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『個人が中小企業者の事業を承継して 経営者となるため、株式等の取得資金を調達したい』 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人の方が、中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた、事業を営んでいない個人の方。

### 支援内容

#### ■対象資金

中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。

- ・株式等取得資金
  - ・事業用資産等取得資金
- 等

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

#### ■保証料率

1.15%

#### ■保証割合

責任共有保証 (80%)

#### ■保証人

原則として、承継対象の中小企業者(会社)以外の保証人は不要。

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『廃業を決断する場合に必要な資金を調達したい』

## 自主廃業支援保証

自主的な廃業を選択された中小企業者の方が、そのために必要となる資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金調達の円滑化を図ります。

## 対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者の方。

- ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択したこと。
- ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
- ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行および進捗の報告を行うこと。

## 支援内容

## ■保証限度額

最大 3,000 万円

## ■保証料率

0.45%～1.90%

## ■保証割合

責任共有保証（80%）

## ■保証期間

1 年以内（かつ、終期は解散予定日より前）

## ■保証人

原則、法人代表者以外は不要

## ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『直接金融による多様な資金調達を図りたい』 特定社債保証制度（私募債保証制度）

中小企業者の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

### 対象となる方

(1) 純資産額が 5,000 万円以上 3 億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率: 20%以上
- ロ. 純資産倍率: 2.0 倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率(※1): 10%以上
- ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ(※2): 2.0 倍以上

(2) 純資産額が 3 億円以上 5 億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率: 20%以上
- ロ. 純資産倍率: 1.5 倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率: 10%以上
- ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ: 1.5 倍以上

(3) 純資産額が 5 億円以上の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率: 15%以上
- ロ. 純資産倍率: 1.5 倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率: 5%以上
- ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ: 1.0 倍以上

$$(\text{※1}) \text{ 使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$$

$$(\text{※2}) \text{ インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

### 支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

#### ■保証限度額

4 億 5,000 万円（保証割合が 80%であることから、発行価額は 5 億 6,000 万円が限度となります。）ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は 5 億円です。

#### ■保証料率

財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の 0.45%から 1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

#### ■担保条件

金融機関、信用保証協会の約定によります。

#### ■償還期間

金融機関、信用保証協会の約定によります。

#### ■発行形式

振替債とします。

### ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』 流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

### 対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

### 支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）および棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

#### ■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円

保証割合：80%

（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

#### ■保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、年率0.68%

#### ■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権および棚卸資産のみを担保とします。保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、(1)債権譲渡登記制度に基づく登記、(2)売掛先への通知、(3)売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

#### ■保証期間

根保証方式：1年間（更新可能）

個別保証方式：1年以内

#### その他

- ・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
- ・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

### ご利用方法

#### ■保証申込み

- ・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
- ・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
- ・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1か月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

#### ■借入形態・返済

- ・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
- ・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
- ・3か月に1回以上、売掛債権の金額および棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

### お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記のQRコードよりご確認頂けます。



## 『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』 信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

### 対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者（信用保証協会の利用者または利用予定者に限る）

### 支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します（専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担）。

専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議※もご利用ください。

※経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

### ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会  
右記の QR コードよりご確認頂けます。



## 『会計の質を向上させたい』 中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」や「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

### 対象となる方

#### 【「中小会計要領」「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社および関連会社
- ・会計監査人を設置する会社および子会社

※「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適切とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適切と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

#### 【上記の他、「中小会計要領」「中小会計指針」が利用できる会社】

特例有限会社  
合名会社合資会社  
合同会社

### 支援内容

#### ■中小企業の会計に関するパンフレットの作成

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容をわかりやすく解説したパンフレットを作成しております。中小企業庁のウェブサイトから無料でダウンロードができます。

#### ■金融機関の融資商品

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成および期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

### 参照情報

中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）  
中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）  
財務サポート「中小会計要領」

お問い合わせ先

中小企業庁 財務課

電話：03-3501-1511（内線：5281～5284）（9:00～17:00）

## 『事業承継について支援を受けたい』 事業承継の円滑化のための支援策

事業承継や引継ぎ(M&A)に関して、さまざまな支援策を用意しています。

### 対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

### 支援内容

#### ■経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)に基づく以下の支援を受けることができます。\* 遺留分に関する民法の特例 \* 所在不明株主に関する会社法の特例 \* 金融支援 \* 法人版事業承継税制 \* 個人版事業承継税制

#### ■事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定やマッチング支援等を行います。

#### ■事業承継・M&A 補助金

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用(フィナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用、表明補償保険料等)、M&A 後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します

#### ■M&A 支援機関登録制度／情報提供受付窓口の設置

中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するため、中小 M&A ガイドラインの遵守を宣言した M&A 支援機関を登録する制度を創設し、M&A 支援機関登録制度に登録された登録 M&A 支援機関が取り組む中小 M&A 支援に関して、不適切な対応等があった際の情報提供を受け付ける窓口を設置しています。

#### ■中小企業成長支援ファンド

後継者不在の中小企業等は、ファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

#### ■事業承継・引継ぎポータルや事業承継フォーラムなどを通じた情報提供

事業承継・引継ぎポータルでは、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援事例の案内や役立つ情報を提供します。また、事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムの開催や地域で事業承継を支援する地域金融機関や商工団体など支援者のための研修の企画・実施をいたします。

#### ■事業承継ガイドライン・中小 M&A ガイドライン・中小 PMI ガイドライン

中小企業の円滑な事業承継、中小 M&A、及び中小 PMI のためのガイドラインを作成しました。

参照情報

事業承継ガイドライン

中小 M&A ガイドライン

中小 PMI ガイドライン

経営承継円滑化法による総合的支援

『事業承継に関する悩みについて相談したい、会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

## 事業承継・引継ぎ支援センター

全国 47 都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

### 対象となる方

親族・従業員への承継や後継者不在による第三者への承継等、事業承継に関して悩みを抱える中小企業者等

### 支援内容

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が課題解決に向けた相談対応、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

### ご利用方法

まずは、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターまでご相談ください。親族内承継や第三者承継等、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に専門家が秘密厳守・相談無料で親身に対応します。

### お問い合わせ先

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター

URL: <https://shoukei.smrj.go.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された事業承継・引継ぎ支援全国本部

中小企業庁 事業環境部 財務課

電話: 03-3501-1511 (内線: 5281~5284) (9:00~17:00)

各経済産業局 中小企業課等

## 『M&A を実施したい/事業承継・M&A をきっかけに新しいチャレンジをしたい』 事業承継・M&A 補助金

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、表明補償保険料等）、M&A 後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。

### 対象となる方

#### <事業承継促進枠>

5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している、中小企業者等。

#### <専門家活用枠>

補助事業期間内に経営資源を譲り渡す者、または経営資源を譲り受ける中小企業者等。

#### <PMI 推進枠>

M&A に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係る PMI の取り組みを行う者等。

#### <廃業・再チャレンジ枠>

事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う中小企業者等。

### 支援内容

補助率・補助上限額

【事業承継促進枠】1/2～2/3・800～1000 万円

※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を 800 万円から 1000 万円に引上げ。

【専門家活用枠】1/3～2/3・600～800 万円

※FA・仲介費用については、「M&A 支援機関登録制度」に登録された FA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

【PMI 推進枠】1/2～2/3・PMI 専門家活用類型：150 万円、事業統合投資類型：800～1,000 万円

※事業統合投資類型において、一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を 800 万円から 1000 万円に引上げ。

【廃業・再チャレンジ枠】1/2～2/3・150 万円

※事業承継促進枠もしくは専門家活用枠との併用が可能。

### ご利用方法

補助金申請に当たっては、事業承継・M&A 支援補助金事務局の HP 及び公募要領等を必ずご確認ください。

### 参照情報

お問い合わせ先

事務局が決まり次第、掲載予定

## 『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』 経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

### 対象となる方

#### 【遺留分に関する民法の特例】

自社の株式（個人事業の承継の場合は事業用資産）の承継について、相続に伴う遺留分に関する紛争を防止したい中小企業等の後継者

#### 【金融支援】

事業承継に伴い資金ニーズが発生している中小企業等とその後継者

#### 【事業承継税制】

相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業等の後継者

#### 【所在不明株主に関する会社法の特例】

事業承継のために所在不明株主が保有する株式の集約（買取り等）をしたい中小企業

### 支援内容

遺留分に関する民法の特例、金融支援、事業承継税制、所在不明株主に関する会社法の特例という4つの措置は、それぞれ適用要件や効果が異なることから、ご利用を検討される際には、中小企業庁ウェブサイト掲載の申請マニュアル等をご覧ください。

### ご利用方法

制度活用するためには、申請をして、経済産業省又は各都道府県の認定等のほか所要の手続が必要です。経済産業省や各都道府県における手続の申請受付窓口・問合せ先は、以下の「お問い合わせ先」記載のとおりです。

### 参照情報

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）

経営承継円滑化法による支援  
認定・申請等に関する窓口について

法人版事業承継税制  
個人版事業承継税制

### お問い合わせ先

#### 【遺留分に関する民法の特例】

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-1511（内線：5281～5284）（9:00～17:00）

#### 【金融支援・事業承継税制・所在不明株主に関する会社法の特例】

各都道府県（担当課については、中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。）

## 『事業承継や M&A に取り組むための融資をうけたい』 事業承継・集約・活性化支援資金

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援します。

### 対象となる方(共通項目・変更不可)

1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む。)と共に事業承継計画を策定している方
2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方及び当該事業者から事業を承継・集約される方
3. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換、新市場進出)を図る方(取組後、概ね5年以内の方を含む。)、新たな取組みを図る方(取組後、概ね5年以内の方を含む。)又はPMIの取組を図る方
4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人
5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方

### 支援内容(共通項目・変更不可)

#### ●融資支援

#### ■融資限度額

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)

14億4,000万円

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

#### ■融資期間

- 設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)
- 長期運転資金 10年以内(うち据置期間5年以内)

#### ■利率(年)

- 「対象となる方」の1に当てはまる方: 基準利率又は特別利率①(認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合(現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。)は特別利率②)
  - 「対象となる方」の2に当てはまる方: 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は②、認定された特別事業再編計画に基づくものは特別利率③(中小事業のみ)
  - 「対象となる方」の3に当てはまる方: 基準利率又は特別利率②、認定された特別事業再編計画に基づくものは特別利率③(中小事業のみ)
  - 「対象となる方」の4に当てはまる方: 特別利率①(付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②)
  - 「対象となる方」の5に当てはまる方: 基準利率
- ※特別利率の適用 8億円(8億円超は基準利率)。

**ご利用方法(共通項目・変更不可)**

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先(共通項目・変更不可)

- 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
  - ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
  - ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
- 事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

- 沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

## 『後継者で新規事業に挑戦したい・第三者から評価されたい』 アツギ甲子園

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを発表するピッチイベントです。早期の事業承継の促進と地域経済の担い手育成の観点で後継者によるイノベーションを後押しします。

### 対象となる方

中小企業後継者

※対象者要件の詳細は今後 アツギ甲子園 HP 等で公表予定

### 支援内容

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競い合う中小企業庁が開催するピッチイベント。決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞・優秀賞を授与。準ファイナリスト(※)以上は小規模事業者持続化補助金の加点措置、事業承継・M&A 補助金の大幅な加点措置が受けられます。また、地方大会出場以上で、ものづくり補助金、中小企業省力化投資補助金、事業承継・M&A 補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)における加点措置のほか、地方大会までの事業のブラッシュアップ支援や事業のPR、審査委員からのアドバイス等も受けられます。

※地方大会に出場した人で決勝大会に進出できなかったものの、特に評価された人を、準ファイナリストとして選出

### ご利用方法

詳細は下記問い合わせ先にご連絡ください。

### 参照情報

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課

電話:03-3501-1511(内線:5281~5284)(9:00~17:00)

アツギ甲子園 HP

<https://atotsugi-koshien.go.jp/>

経済産業省リリース

## 『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』 地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

### 対象となる方

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合など
- (2) 特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人

### 支援内容

- (1) **信用保険の保証限度額の別枠化**  
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。
- (2) **課税の特例**  
認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。
- (3) **都道府県または市町村による無利子融資(独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資)**  
都道府県または市町村(特別区を含む。)が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。
- (4) **低利融資制度(株式会社日本政策金融公庫の融資)**  
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売事業者等の事業資金について低利融資を実施します。

### ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局にお問合せください。
- (2) 「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

### お問い合わせ先

中小企業庁 商業課  
電話: 03-3501-1511(内線 5361~6)  
各経済産業局 流通・サービス産業課 等  
URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

## 『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』 企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は生産性向上を図る観光産業事業者の方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

### 対象となる方

#### 企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

(1)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)

(2)中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方  
※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

(3)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施する方

(4)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

(5)輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

#### 観光産業等生産性向上資金

卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかにおいて観光に関する事業を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

### 支援内容

#### ■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

#### ■貸付限度額

【中小企業事業】

7億2,000万円

【国民生活事業】

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

#### ■資金使途

##### 企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・集配センターの取得(中小企業事業のみ)
- ・販売促進、人材確保

- ・新分野への進出((2)及び(3)の対象の方のみ)
- ・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金((4)の対象の方のみ)
- ・流通業務の効率化、合理化又は共同化を図るために必要とする設備資金及び運転資金((5)の対象の方のみ)

#### 観光産業等生産性向上資金

生産性向上に向けた取組を実施するために必要となる設備資金及び運転資金

#### ■貸付利率

##### 企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

##### ○(1)の対象の方Ⅰ. 経営の合理化等に係る資金関連

経営の合理化、共同化やセルフ・サービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金および長期運転資金については、基準利率が適用されます(中小企業事業/国民生活事業)。

##### Ⅱ. 特利対象設備導入関連

Ⅰ. のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①(国民生活事業の一部設備は特別利率②)が適用されます(中小企業事業/国民生活事業)。

##### Ⅲ. 空き店舗出店関連

Ⅱ. のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

##### Ⅳ. 認定商店街活性化事業計画関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

##### ○(2)の対象の方

##### Ⅰ. 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地

【中小企業事業】

特別利率②

【国民生活事業】

特別利率③

##### Ⅱ. 改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など

【中小企業事業】

特別利率①

【国民生活事業】

特別利率②

##### ○(3)の対象の方

【中小企業事業】

特別利率②

##### ○(4)の対象の方

【中小企業事業/国民生活事業】

特別利率①

##### ○(5)の対象の方

【中小企業事業/国民生活事業】

基準利率。ただし、特利対象設備を導入する場合、必要な資金について特別利率①(特利対象設備を導入する場合であって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する総合効率化計画の認定を受けた流通業務総合効率化事業に係るものは、特別利率③)が適用されます。

**観光産業等生産性向上資金**

○対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

特別利率①。ただし、中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条に定める過疎地域において、当該計画を実施する場合には、特別利率②が適用されます。

**ご利用方法**

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。  
必要書類等については各機関にお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル  
電話:0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫  
電話:098-941-1785